

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定

日本国政府及びポーランド共和国政府（以下それぞれ「締約国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

両国の間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国間の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 いずれの締約国政府も、他方の国に居住する当該他方の国（以下「派遣国」という。）の国民に対し、適切な査証を無償で発給する。

2 いずれの締約国政府も、1に規定する国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、適当と認めるときは、1に規定する査証を発給する。

- (a) 主として休暇を過ごすために他方の国（以下「受入国」という。）に入国する意図を有すること。
- (b) 申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (c) 被扶養者を同伴しないこと。
- (d) 有効な旅券及び帰国のための切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- (e) 受入国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。
- (f) 滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。
- (g) 以前にワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に滞在するための査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。
- (h) 当該締約国政府が求める健康に関する要件を満たすこと。
- (i) 十分な健康保険に加入すること。
- (j) 犯罪経歴を有しないこと。
- (k) 受入国に滞在する間に、受入国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第二条

いずれの締約国政府も、派遣国の国民に対して、派遣国にある受入国の大使館において、ワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に滞在するための査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために同大使館の代表者による面接を受ける。

第三条

いずれの締約国政府も、ワーキング・ホリデー制度の参加者として有効な査証を所持する派遣国の国民に対し、入国の日から一年間の滞在を許可し、かつ、休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために受入国において効力を有する法令に従って就労許可なしに就労することを認める。

第四条

いずれの締約国政府も、派遣国の国民に対し発給する第一条に規定する査証の数を毎年決定し、他方の締約国政府に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

第五条

ワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に入国するいずれか一方の国の国民は、受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令に従う。

第六条

この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

第七条

1 いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要な国内手続の完了を書面により通報する。この協定は、双方の通報が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の解釈に関するいかなる紛争も、外交上の経路を通じて解決する。

3 この協定の条項については、いつでも外交上の経路を通じた締約国政府間の協議の対象とすることができる。

4 この協定の改正については、いつでも締約国政府間で交渉することができる。これらの改正は、書面により行われる。

5 いずれの締約国政府も、前記の規定の全部又は一部の実施を公の政策上の理由により一時的に停止することができる。このような停止は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

6 いずれの締約国政府も、三箇月前までに他方の締約国政府に対して外交上の経路を通じて書面により通告することにより、この協定を終了させることができる。

7 この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上の経路を通じて別段決定される場合を除くほか、両締約国政府は、その終了又は停止の日において、ワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に滞在するための有効な査証が発給された、又は第三条に従い受入国における滞在が認められた派遣国の国民の入国又は滞在の希望について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の締約国政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年二月二十七日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ポーランド共和国政府のために